第5章 ダイオキシン類

1	大気環境調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
2	公共用水域調査結果(水質·底質) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	84
3	地下水質調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
4	土壌調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
5	環境基準	84

1 大気環境調査結果

区分	調査地点	ダイオキシン類毒性等量濃度(pg-TEQ/m³)				
应 第		年平均値	春季	夏季	秋季	冬季
一般環境地域 (一般住居地域)	津志田	0.015	0.0076	0.012	0.018	0.023
発生源周辺地域 (廃棄物焼却炉の 周辺地域)	寺林	0.010	0.0045	0.0084	0.0099	0.018

2 公共用水域調査結果(水質・底質)

	ダイオキシン類毒性等量濃度		
調査地点	調査地点 水質		
	(pg-TEQ/L)	(pg-TEQ/L)	
中津川 水道橋	0.029	1.1	
乙部川 乙部橋	0.044	0.21	
簗 川 寺沢橋	0.032	0.15	
米内川 落合橋	0.030	0.24	

3 地下水質調査結果

	ダイオキシン類
調査地点	毒性等量濃度
	(pg-TEQ/L)
上飯岡	0.046

4 土壤調査結果

区分	調査地点	ダイオキシン類 毒性等量濃度 (pg-TEQ/g)
一般環境地域	黒石野	2.5
	A寺林	5.9
	B寺林	4.6
	C寺林	12
3% (I.)55 FB >5 U/. I-A	D寺林	2.2
発生源周辺地域	E寺林	4.5
	F巻堀	0.68
	G寺林	44
	H巻堀	2.9
	I寺林	3.8

5 環境基準

媒体	基準値	
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	
土壌	1000pg-TEQ/g以下	

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 には,必要な調査を実施する。